

安定供給確保支援業務規程の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(体制等の整備)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本法人は、この規程並びに法第35条第1項の事業計画書及び収支予算書の決定及び認可申請並びに同条第3項の事業報告書及び収支決算書の決定に当たっては、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。ただし、これらの軽微な修正に当たっては、理事会の承認は不要とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(助成事業の採択)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 事業実施計画の事業実施期間は、第7条第1項の助成事業の種類ごとに、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 肥料原料備蓄保管施設整備事業 申請者の認定供給確保計画において記載された施設又は設備の整備に要する期間<u>(供給確保計画の認定から3年以内)</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 第9条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした取組主体は、<u>実績報告書</u>を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告するものとする。</p> <p>3 第9条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした取組主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地</p>	<p>(体制等の整備)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本法人は、<u>法第33条第1項の安定供給確保支援業務規程</u>並びに法第35条第1項の事業計画書及び収支予算書の決定及び認可申請並びに同条第3項の事業報告書及び収支決算書の決定に当たっては、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。ただし、これらの軽微な修正に当たっては、理事会の承認は不要とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(助成事業の採択)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 事業実施計画の事業実施期間は、第7条第1項の助成事業の種類ごとに、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 肥料原料備蓄保管施設整備事業 申請者の認定供給確保計画において記載された施設又は設備の整備に要する期間</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 第9条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした取組主体は、<u>実績報告</u>を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告するものとする。</p> <p>3 第9条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした取組主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地</p>

方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を参考様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに本法人に報告するとともに、本法人による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合であっても、その状況等について、助成金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により本法人に報告するものとする。

（交付決定の取消し等）

第20条（略）

（1）（略）

（2）取組主体が、この規程、法令、実施基準、運用指針等の関係規程に基づく処分又は指示に違反した場合

（3）～（5）（略）

2～4（略）

（財産管理及び財産の処分）

第21条（略）

2・3（略）

4 助成金の交付の決定に際し付すべき条件については次のとおりとする。

（1）この規程に定められた助成金の交付に関する事項に従うべきこと。

（2）～（4）（略）

別紙1

肥料原料備蓄事業

第4 備蓄数量の報告等

方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を参考様式第10号の消費税仕入控除報告書により速やかに本法人に報告するとともに、本法人による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合であっても、その状況等について、助成金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により本法人に報告するものとする。

（交付決定の取消し等）

第20条（略）

（1）（略）

（2）取組主体が、法令、実施基準、運用指針、業務規程等の関係規程に基づく処分又は指示に違反した場合

（3）～（5）（略）

2～4（略）

（財産管理及び財産の処分）

第21条（略）

2・3（略）

4 助成金の交付の決定に際し付すべき条件については次のとおりとする。

（1）本規程に定められた助成金の交付に関する事項に従うべきこと。

（2）～（4）（略）

別紙1

肥料原料備蓄事業

第4 備蓄数量の報告等

(1) (略)

(2) 備蓄数量の報告

取組主体は、肥料原料の備蓄を行った月の翌月の10日まで（当該日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その直前の営業日までとする。）に、当該月に係る備蓄台帳（旬報）の写しに参考様式第16号-1により作成した当該月の助成金額計算書を添えて本法人に提出するものとする。なお、供給確保計画において備蓄予定場所ごとの「保管する基準数量」をあらかじめ定めない場合については、当該月に係る備蓄台帳（旬報）の写しに参考様式第16号-1に代えて、参考様式第16号-2により作成した当該月の助成金額計算書を添えて本法人に提出するものとする。

(3) (略)

別紙2

肥料原料備蓄保管施設整備事業

第6 整備施設等の管理運営等

取組主体は、助成金の交付を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

(1) (略)

(2) 管理方法

(ア) 取組主体は、施設等の管理状況を明確にするため、第23条第3項の財産管理台帳を備え置くものとする。

(イ)～(エ) (略)

(3) (略)

(4) 災害の報告

(ア) (略)

(イ) 取組主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、「補助事業等により取得し、又は

(1) (略)

(2) 備蓄数量の報告

取組主体は、肥料原料の備蓄を行った月の翌月の10日まで（当該日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その直前の営業日までとする。）に、当該月に係る備蓄台帳（旬報）の写し及び参考様式第16号により作成した当該月の助成金額計算書を添えて本法人に提出するものとする。

(3) (略)

別紙2

肥料原料備蓄保管施設整備事業

第6 整備施設等の管理運営等

取組主体は、助成金の交付を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

(1) (略)

(2) 管理方法

(ア) 取組主体は、施設等の管理状況を明確にするため、第11条第3項の財産管理台帳を備え置くものとする。

(イ)～(エ) (略)

(3) (略)

(4) 災害の報告

(ア) (略)

(イ) 取組主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて本法

効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）の規定に準じて本法人に報告するものとする。

参考様式第1号（第8条第1項関係）

○年度肥料原料備蓄事業助成金に係る
事業実施計画

番 号
年 月 日

一般財団法人肥料経済研究所 ○○ 殿

所在地
団体名
代表者氏名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、安定供給確保支援業務規程第8条第1項の規定により、事業実施計画を提出する。

記

I～III （略）

IV 添付書類

各備蓄予定場所における数量ごとの保管料単価が分かる保管料に係る寄託契約書類又は保管料に係る請求書類の写し

（数量ごとの保管料単価が設定されておらず、数量の増減に関わらず一定の保管料を支払っている場合は、各備蓄予定場所における保管料に係る寄託契約書又は保管料に係る請求書の写し及び備蓄予定場所の最大保管数量が分かる書類）

人に報告するものとする。

参考様式第1号（第8条第1項関係）

○年度肥料原料備蓄事業助成金に係る
事業実施計画

番 号
年 月 日

一般財団法人肥料経済研究所 ○○ 殿

所在地
団体名
代表者氏名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、安定供給確保支援業務規程第8条第1項の規定により、事業実施計画を提出する。

記

I～III （略）

IV 添付書類

認定供給確保計画

参考様式第1号（第8条第1項関係）別添

事業実施計画（肥料原料備蓄事業）

（略）

備蓄予定地域（ブロック） 注1	（略）	備考注 7
	（略）	

注1：備蓄予定場所が所在する都道府県ごとに以下の分類名を記入すること。

（略）

注2・3：（略）

注4：基準数量の各備蓄予定場所への配分は取組主体の任意によるものとするが、「合計」欄に記載する基準数量は、上段の表の（A）に記載した数量と一致したものとする。

なお、備蓄予定場所ごとに最低限保管する数量を定めることが困難である場合は、①に記載した備蓄予定場所ごとの備蓄数量目標の割合によって基準数量（合計）を按分した数量を備蓄予定場所ごとの基準数量として記載すること。

注5：別紙1の別添1に記載された単価のうち、自らの備蓄数量目標に応じた単価区分の単価を記載すること。営業倉庫の場合、寄託計画書類又は保管料に係る寄託契約書又は保管料に係る請求書の写しに記載された保管料を記載すること。数量ごとの保管料単価が設定されておらず、数量の増減に関わらず一定の保管料を支払っている場合は、以下の計算式により単価を計算し、記載すること。

・年間保管料が設定されている場合の単価： $\frac{\text{年間保管料}}{3 \text{ 期} \div 12 \text{ か月} \div (\text{最大保管数量} \div 1.2)}$

・月間保管料が設定されている場合の単価： $\frac{\text{月間保管料}}{3 \text{ 期} \div (\text{最大保管数量} \div 1.2)}$

注6：（略）

参考様式第1号（第8条第1項関係）別添

事業実施計画（肥料原料備蓄事業）

（略）

備蓄予定地域（ブロック） 注1	（略）	備考
	（略）	

注1：備蓄予定場所が所在する都道府県毎に以下の分類名を記入すること。

（略）

注2・3：（略）

注4：基準数量の各備蓄予定場所への配分は取組主体の任意によるものとするが、「合計」欄に記載する基準数量は、上段の表の（A）に記載した数量と一致したものとする。

注5：別紙1の別表に記載された単価のうち、自らの備蓄数量目標に応じた単価区分の単価を記載すること。

注6：（略）

注7：備蓄予定場所ごとに最低限保管する数量を定めることが困難である場合は、「備蓄予定場所ごとの基準数量を定めていない」旨記載すること。数量ごとの保管料単価が設定されておらず、数量の増減に関わらず一定の保管料を支払っている場合は、その計算式を記載すること。

参考様式第2号（第8条第1項関係）

○年度肥料原料備蓄保管施設整備事業助成金に係る
事業実施計画

番 号
年 月 日

一般財団法人肥料経済研究所 ○○ 殿

所在地
団体名
代表者氏名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、安定供給確保支援業務規程第8条第項の規定により、事業実施計画を提出する。

記

I～III （略）

IV 添付書類

概算設計書、見積書等事業費の積算根拠となる資料

（新設）

参考様式第2号（第8条第1項関係）

○年度肥料原料備蓄保管施設整備事業助成金に係る
事業実施計画

番 号
年 月 日

一般財団法人肥料経済研究所 ○○ 殿

所在地
団体名
代表者氏名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、安定供給確保支援業務規程第8条第項の規定により、事業実施計画を提出する。

記

I～III （略）

IV 添付書類

認定供給確保計画

参考様式第3号（第8条第3項関係）

○年度肥料原料備蓄事業助成金（肥料原料備蓄保管施設整備事業助成金）
採択結果通知

番 号
年 月 日

取組主体名
代表者氏名 殿

一般財団法人肥料経済研究所 ○○

○年○月○日付け 号で申請のあった事業実施計画について、採択することとしたので通知
します。

また、下記の期日までに、安定供給確保支援業務規程第9条第1項の規定に基づき交付申請書
を提出願います。

記

※不採択者に対しては、「○年 月 日付け 号で申請のあった事業実施計画について、不採択
とすることとしたので通知します。」とし、また以下は記載しないものとする。

参考様式第3号（第8条第3項関係）

○年度肥料原料備蓄事業助成金（肥料原料備蓄保管施設整備事業助成金）
採択結果通知

番 号
年 月 日

取組主体名
代表者氏名 殿

一般財団法人肥料経済研究所 ○○

○年○月○日付け 号で申請のあった事業実施計画について、採択することとしたので通知
します。

また、下記の期日までに、安定供給確保支援業務規程第8条第3項の規定に基づき交付申請書
を提出願います。

記

※不採択者に対しては、「○年 月 日付け 号で申請のあった事業実施計画について、不採択
とすることとしたので通知します。」とし、また以下は記載しないものとする。

参考様式第16号-1(別紙1第4(2)関係)

年 月 分 助成金額計算書

【肥料原料名:】		【備蓄数量目標:】		トン(年間輸入量又は年間使用量に対し か月分)		取組主体名:				
		【年間需要量(年間輸入量又は年間使用量):】		トン						
期別	経費	備蓄場所種別	備蓄場所 ¹⁾	基準数量 ²⁾	期末在庫数量(トン) ¹⁴⁾	助成対象数量 ¹⁵⁾ (トン) ^(⑦-⑧)	単価 ¹⁶⁾ (円/トン・期) ^(⑩×⑥)	助成対象額 ¹⁷⁾ (円) ^(⑩×⑥)	控除額 ¹⁸⁾	助成額(円) ^{⑩-⑨}
上期	保管料	営業倉庫	小計							
			自社倉庫							
		計	小計							
		金利相当額								
		保険料相当額								
上期計										
中期	保管料	営業倉庫	小計							
			自社倉庫							
		計	小計							
		金利相当額								
		保険料相当額								
中期計										
下期	保管料	営業倉庫	小計							
			自社倉庫							
		計	小計							
		金利相当額								
		保険料相当額								
下期計										
										月分助成対象額

	上期	中期	下期
備蓄数量目標達成状況 ¹⁹⁾			
期末在庫数量の年間需要量に対する割合 ²⁰⁾	か月分	か月分	か月分

期末在庫数量平均 ²¹⁾	
単価区分 ²²⁾	単価

注1: (略)

注2: 業務規程第8条第3項の規定により採択を受けた事業実施計画のうち同計画別添(参考様式第1号別添)に記載した備蓄予定場所ごとに記載すること。

注3: 「保管料」計、「金利相当額」及び「保険料相当額」の欄には、業務規程第8条第3項の規定により採択を受けた事業実施計画のうち「基準数量(合計)」の欄に記載した数量を転記し、「保管料」の欄には同計画別添の②に記載した備蓄予定場所ごとの「基準数量」を転記すること。

注4: 「金利相当額」及び「保険料相当額」の欄には各備蓄場所における各「期末在庫数量」の合計を記載し、「保管料」の欄には各備蓄場所における各期末の在庫量を記載すること。

注5: 保管場所ごとの「期末在庫数量」が基準数量を下回った場合には「-〇トン」と記載すること。

注6: 営業倉庫については、倉庫業者が請求した保管料単価の実費を原則として記載すること(ただし、1期当たりの保管料単価が500円を超える場合は、「500」と記載すること)。数量ごとの肥料料単価が設定されておらず、数量の増減に問わず一定の保管料を支払っている場合は、事業実施計画において記載した計算式により算定した単価を記載すること。また、自社倉庫の保管料、金利相当額及び保険料相当額については、業務規程別紙1別添1に記載の単価のうち、本保管経費計算書の下欄外に記載する「単価区分」に対応した単価を記載すること。

注7: 保管場所ごとの「期末在庫数量」が「基準数量」を下回った場合には「-〇円」と記載し、「期末在庫数量」が「基準数量」を上回った保管場所に係る「助成対象額」から当該金額を控除した上で、当該期の合計の「助成対象額」を算定すること。

注8: 保管料等の単価に関わらない値引きがあった場合、「控除額」欄に計上すること。

注9: 「期末在庫数量」が「備蓄数量目標」を上回った期には〇、「期末在庫数量」が「備蓄数量目標」を下回った期には×を記載すること。

注10: 次に掲げる計算式により、「期末在庫数量」が「年間需要量(年間輸入量又は年間使用量)」に対して何か月分に相当するかを計算し、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位で記入すること。

各期の合計の期末在庫数量÷本表の上欄で記載した年間需要量×12

注11: 上期から下期までの「期末在庫数量」の平均数量を記載すること。(小数点第1位以下は四捨五入すること。)

注12: 各期における「期末在庫数量」に応じて、当該月の「助成対象額」の算定において適用する「単価区分」を業務規程別紙1別添1に基づき選択し、記載すること。

参考様式第16号(別紙1第4(2)関係)

年 月 分 助成金額計算書

【肥料原料名:】		【備蓄数量目標:】		トン(年間輸入量又は年間使用量に対し か月分)		取組主体名:				
		【年間需要量:】		トン						
期別	経費	備蓄場所種別	備蓄場所	基準数量 ²⁾	期末在庫数量(トン) ¹³⁾	助成対象数量 ¹⁴⁾ (トン) ^(⑦-⑧)	単価 ¹⁵⁾ (円/トン・期) ^(⑩×⑥)	助成対象額 ¹⁶⁾ (円) ^(⑩×⑥)	控除額 ¹⁷⁾	助成額(円) ^{⑩-⑨}
上期	保管料	営業倉庫	小計							
			自社倉庫							
		計	小計							
		金利相当額								
		保険料相当額								
上期計										
中期	保管料	営業倉庫	小計							
			自社倉庫							
		計	小計							
		金利相当額								
		保険料相当額								
中期計										
下期	保管料	営業倉庫	小計							
			自社倉庫							
		計	小計							
		金利相当額								
		保険料相当額								
下期計										
										月分助成対象額

	上期	中期	下期
備蓄数量目標達成状況 ¹⁹⁾			
期末在庫数量の年間需要量に対する割合 ²⁰⁾	か月分	か月分	か月分

期末在庫数量平均	
単価区分 ²¹⁾	単価

注1: (略)

(新設)

注2: 「金利相当額」及び「保険料相当額」の欄には、法定供給確保支援業務規程第8条第3項の規定により採択を受けた事業実施計画のうち「基準数量(合計)」の欄に記載した数量を転記し、「保管料」の欄には同計画別添の②に記載した備蓄予定場所ごとの「基準数量」を転記すること。

注3: 「金利相当額」及び「保険料相当額」の欄には各備蓄場所における各期末在庫数量の合計を記載し、「保管料」の欄には各備蓄場所における各期末の在庫量を記載すること。

注4: 保管場所ごとの「期末在庫数量」が基準数量を下回った場合には「-〇トン」と記載すること。

注5: 営業倉庫については、倉庫業者が請求した保管料単価の実費を原則として記載すること(ただし、1期当たりの保管料単価が500円を超える場合は、「500」と記載すること)。また、自社倉庫の保管料、金利相当額及び保険料相当額については、別紙1別添1に記載の単価のうち、本保管経費計算書の下欄外に記載する「単価区分」に対応した単価を記載すること。

注6: 保管場所ごとの「期末在庫数量」が「基準数量」を下回った場合には「-〇円」と記載し、「期末在庫数量」が「基準数量」を上回った保管場所に係る「助成対象額」から当該金額を控除した上で、当該期の合計の「助成対象額」を算定すること。

注7: 保管料単価に関わらない値引きがあった場合、「控除額」欄に計上すること。

注8: 「期末在庫数量」が「備蓄数量目標」を上回った期には〇、「期末在庫数量」が「備蓄数量目標」を下回った期には×を記載すること。

注9: 次に掲げる計算式により、「期末在庫数量」が「年間需要量」に対して何か月分に相当するかを計算し、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位で記入すること。各期の合計の期末在庫数量÷本表の上欄で記載した年間需要量×12

注10: 上期から下期までの「期末在庫数量」の平均数量を記載すること。(小数点第1位以下は四捨五入すること。)

注11: 各期における「期末在庫数量」に応じて、当該月の「助成対象額」の算定において適用する「単価区分」を別紙1別添1に基づき選択し、記載すること。

年 月 分 助成金額計算書

【肥料原料名:】¹⁾ _____ 【備蓄数量目標:】 _____ トン(年間輸入量又は年間使用量に対し か月分) 取組主体名: _____
 【年間需要量(年間輸入量又は年間使用量):】 _____ トン

期別	経費	備蓄場所種別	備蓄場所 ¹²⁾	基準数量 ¹³⁾	期末在庫数量(トン) ¹⁴⁾	助成対象数量(トン) (⑦-⑧)	単価 ¹⁵⁾ (円/トン・期)	助成対象額(円) (⑥×⑧)	控除額 ¹⁶⁾	助成額(円) ⑨-⑩
				②	④	⑥	③	⑤	⑩	⑧
上期	保管料	営業倉庫	小計							
			計							
		自社倉庫	小計							
		計								
		金利相当額								
	保険料相当額									
	上期計									
中期	保管料	営業倉庫	小計							
			計							
		自社倉庫	小計							
		計								
		金利相当額								
	保険料相当額									
	中期計									
下期	保管料	営業倉庫	小計							
			計							
		自社倉庫	小計							
		計								
		金利相当額								
	保険料相当額									
	下期計									
月分助成対象額										

	上期	中期	下期		
備蓄数量目標達成状況 ¹⁷⁾				期末在庫数量平均 ¹⁹⁾	
期末在庫数量の年間需要量に対する割合 ¹⁸⁾	か月分	か月分	か月分	単価区分 ¹⁰⁾	単価

- 注1: 原料の種類ごとに本計算書を作成すること。
- 注2: 業務規程第8条第3項の規定により採択を受けた事業実施計画のうち同計画別添(参考様式第1号別添)に記載した備蓄予定場所ごとに記載すること。
- 注3: 「保管料」計、「金利相当額」及び「保険料相当額」の欄には、業務規程第8条第3項の規定により採択を受けた事業実施計画のうち「基準数量(合計)」の欄に記載した数量(以下「基準数量(合計)という。))を転記し、「保管料」の欄には備蓄場所の「期末在庫数量」の割合によって「基準数量(合計)」を按分した数量を記載すること。
- 注4: 「金利相当額」及び「保険料相当額」の欄には各備蓄場所における各「期末在庫数量」の合計を記載し、「保管料」の欄には各備蓄場所における各期末の在庫量を記載すること。
- 注5: 営業倉庫については、倉庫業者が請求した保管料単価の実費を記載すること(ただし、1期当たりの保管料単価が500円を超える場合は、「500」と記載すること)。数量ごとの保管料単価が設定されておらず、数量の増減に関わらず一定の保管料を支払っている場合は、事業実施計画において記載した計算式により算定した単価を記載すること。また、自社倉庫の保管料、金利相当額及び保険料相当額については、業務規程別紙1別添1に記載の単価のうち、本計算書の下欄外に記載する「単価区分」に対応した単価を記載すること。
- 注6: 保管料等の単価に関わらない値引き等があった場合、「控除額」欄に計上すること。
- 注7: 「期末在庫数量」が「備蓄数量目標」を上回った期には○、「期末在庫数量」が「備蓄数量目標」を下回った期には×を記載すること。
- 注8: 次に掲げる計算式により、「期末在庫数量」が「年間需要量(年間輸入量又は年間使用量)」に対して何か月分に相当するかを計算し、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位で記入すること。
 各期の合計の期末在庫数量÷本表の上欄で記載した年間需要量×12
- 注9: 上期から下期までの「期末在庫数量」の平均数量を記載すること。(小数点第1位以下は四捨五入すること。)
- 注10: 各期における「期末在庫数量」に応じて、当該月の「助成対象額」の算定において適用する「単価区分」を業務規程別紙1別添1に基づき選択し、記載すること。

(新設)